浜松市 公会計改革 アクション・プラン 【平成 18 年 12 月】

◎目 次

	頁
1 わかりやすく包括的な市財政の開示 ①「浜松市の財政のすがた」の充実、活用・・・・・・・・・・・・・ ②連結財務諸表の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
③公有財産台帳の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 新たな財政指標の導入 ①新たな財政指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 2 3 3 3
3 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入 ①事業別・施設別バランスシート、	
行政コスト計算書の作成基準 ・・・・・・・・・・・・・・・ ②事業別・施設別バランスシート、 行政コスト計算書の作成範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 新財務会計システムの導入 ①新財務会計システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 4
5 新公会計基準の反映 ①新公会計基準の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 4
6 監査体制の充実 ①監査体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 4
7 マネジメントサイクルへの活用 ①政策体系と予算体系の一致·················· ②マネジメントサイクルの構築····································	4 5
8 公会計改革を通じた職員意識の改革 ①説明責任の充実と職員の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
9 その他今後の課題 ①特別会計の財務諸表の作成と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5

浜松市公会計改革にかかるアクション・プラン

平成 18 年 12 月 浜松市

浜松市では、浜松市新公会計制度研究会(座長:小西砂千夫関西学院大学産業研究所教授。以下「浜松市研究会」という)により先に取りまとめられた「浜松市新公会計制度研究会報告書~浜松市の公会計制度改革に対する提言~」を踏まえ、以下のようにアクション・プランを作成し、公会計改革の実現に向けて取り組む。

なお、アクション・プランは、行政経営基幹システムが本格稼動する平成21年度までを取組み期間とするが、実施した項目についても、継続的に改善に取り組み、改革への活用を図る。

1. わかりやすく包括的な市財政の開示

①「浜松市の財政のすがた」の充実、活用

「浜松市の財政のすがた」(以下「財政のすがた」という)については、今後、浜松市の 財政状況を市民、議会、投資家等に開示するファイナンシャル・ステートメントとして位置づけ、活用する。

平成 18 年度においては、すでに、浜松市研究会の報告を先取りした平成 17 年度決算にかかる「財政のすがた」(以下「平成 17 年度「財政のすがた」」という)を作成、公表した(平成 18 年 9 月 30 日)。具体的には、財政指標による財政分析、全国初となる改訂モデルによる普通会計にかかる財務諸表 4 表(バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書。以下「財務諸表」という)、他都市や経年比較による財政活動分析などを盛り込み、大幅に改善した。

新財務諸表には、総務省新公会計制度研究会(以下「総務省研究会」という)の報告書を踏まえ、退職手当の引当、税の徴収不能額(④において詳述)、オフバランス債務にかかる注記、附表の充実など、浜松市研究会の報告を、基準としてすでに反映している。

今後も財政分析の精緻化を図り、ファイナンシャル・ステートメントとしての位置づけを 確立する。

また、「わかりやすい開示」の観点から、平成 18 年度中に、「財政のすがた」の概要版を作成し、公表する。

②連結財務諸表の作成

現在、連結財務諸表の作成基準については、総務省新公会計制度実務研究会(以下「総務省実務研究会」という)において議論が行われていることから、統一的な基準が示され次第、速やかに作成し、公表する。

③公有財産台帳の整備

公有財産台帳の整備については、平成 21 年度の新財務会計システムの開発と あわせて、内部統制が可能な帳簿体系を構築する。

公有財産のうち、売却可能資産については、平成 17 年度「財政のすがた」にお

いて、すでに公表した。平成 18 年度は、対象範囲を拡大し、普通財産のうち 100 ㎡以上の土地について評価を実施する。インフラ資産を除く行政財産については、売却可能資産と同様の評価手法を用いることなどにより、段階的に台帳を整備する。また、インフラ資産については、取得原価を用いるなど簡便な方法を想定しているが、他市町村との比較可能性が重要であることから、総務省における検討結果を踏まえて整備を進める。

なお、台帳整備についても総務省実務研究会において議論が行われているところであるが、浜松市研究会の報告を踏まえ、本市から総務省実務研究会に対し、台帳整備手法にかかる提案をすでに行っている。

④税の徴収不能額

税の徴収不能額については、不納欠損見込み額として浜松市研究会での議論を受け算定し、平成17年度「財政のすがた」においてすでに公表したが、平成18年度決算にかかる「財政のすがた」からは、滞納額別のランク付けによりさらに精緻な算定を行い、「財政のすがた」に反映する。

2. 新たな財政指標の導入

① 新たな財政指標

一般会計、特別会計、企業会計を総合的にとらえた財政運営を行うため、財政 運営の目標として、企業債を含めた総市債残高及び実質公債費比率を新しい指標 として、平成18年度中に策定する新中期財政計画に導入する。

また、現在、地方公共団体の再生(破たん)法制の検討の中で議論されている新しい 指標を含め、債務償還可能年限など新しいストック指標及びフロー指標について、理論的な整理を行ったうえで、平成19年度から試行導入する。

② 財政分析と財政運営への活用

平成 17 年度「財政のすがた」において、総市債残高及び実質公債費比率や経常収支比率といった財政指標により、財政分析を行い、公表した。

また、①のとおり、新中期財政計画において、新しい財政指標を導入し、また、その他の財政指標についても、平成19年度当初予算及び平成18年度決算にかかる「財政のすがた」より、逐次導入を図っていく。

③ 決算統計別表の充実

浜松市研究会の報告を踏まえ、決算統計別表の充実方策について平成 18 年度 より 検討を始め、新財政指標の試行導入を受け、平成 19 年度中に別表の試作を 行う。

④ 未確定債務の算定

普通会計で将来負担すべき債務にかかる情報については、企業債や債務負担 行為、退職手当等にかかる基準により、平成17年度「財政のすがた」において、別表 によりすでに公表した。今後においても、今回定義を行った将来負担すべき債務にか かる情報は、毎年開示する。 また、浜松市研究会において提示された、普通会計外の負担分析については、 一定のルールにより、毎年度発生ベースでの算定、開示を行うべく、平成 19 年度からその算定、分析ルールについて、研究を開始する。当該研究については、総務省等の検討の動向等も踏まえつつ、行う。

⑤ 下水道事業の将来負担

新中期財政計画は、一般会計のみならず、特別会計及び企業会計も包含したものとする方針のもと、下水道事業の中期的な見通しについては、平成18年度中に整理し、新中期財政計画に反映するとともに、中期財政計画のローリングにあわせ、毎年見直しを行うこととする。また、下水道事業にかかるものも含め、企業債を含めた総市債残高にかかる目標設定を行う。

また、下水道会計への基準外繰り出し等の将来負担については、その算定、分析ルールについて、④にあるように、平成19年度から研究を開始する。

3. 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入

① 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の作成基準

事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書については、図書館事業 (はまゆう図書館)をモデルとして試行作成し、平成 17 年度「財政のすがた」において公表した。 今後は、予算編成プロセス等に活用していくべく、当該モデルについてさらに検討を加え、速やかに事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の作成基準を策定し、市各部局に周知する。

② 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の作成範囲

平成21年度の新財務会計システムの稼動とあわせ、すべての事業及び施設にかかるBS及びPLにかかる情報を保持し、本格的に事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入を行う。また、本格導入までについても、以下のように、一定の事業、施設について、先行的に作成し、予算編成や行政評価に活用する。

- ・ 新規施設にかかる施設別バランスシート、行政コスト計算書の作成を、平成 18 年度から、原則として行っていく。また、新規施設のみならず、使用料等、費用を 徴収する施設について、使用料の見直し等と合わせ、すべての施設において作成を行う。
- ・ 新規事業にかかる事業別バランスシート、行政コスト計算書の作成を、官 民の コスト比較を行うため、アウトソーシングや指定管理者制度の導入の対象 となる事業について先行的に実施する。また、平成19、20年度には、学校給食 事業及び住民票交付事業、市営住宅建設事業、生涯学習施設建設事業等 について、事業別バランスシート、行政コスト計算書の作成を行う。

4. 新財務会計システムの導入

平成 21 年度の行政経営基幹システムの本格稼動にあわせ、発生主義・複式簿記と 現金主義・単式簿記を並列的に処理する新財務会計システムを導入する。

そのため、平成 18 年度にシステム構築の仕様を検討し、平成 19 年度よりシステム構築に着手する。

5. 新公会計基準の反映

総務省研究会において本年 5 月に提示されたモデル及び総務省実務研究会で現在 検討されている統一的な基準を基本とし、他の先進自治体の議論を踏まえ、決定された スタンダードを、平成 21 年から導入する新財務会計システムの構築に反映する。

6. 監査体制の充実

決算統計等にかかる監査の充実の必要性については、地方公共団体の再生 (破たん)法制の検討の中で重点的に指摘されている事項である。浜松市としては、 他の自治体に 先駆けて、以下のように、段階的に監査体制を充実する。

- ・ 平成 18 年度より、財務諸表及び決算統計の作成経過を明確に記録するなど、 作成プロセスにかかる内部統制の整備に着手し、平成 19 年度中に、平成 18 年度決算を活用し、専門家を含め、当該整備内容の精査及び確認を行い、平 成 20 年度には 平成 19 年度決算にかかる監査の試行(レビュー)を行う。
- ・ 上記取組みを踏まえて監査体制の整備を行い、平成 21 年度より監査を充実する。

7. マネジメントサイクルへの活用

① 政策体系と予算体系の一致

平成 18 年度において、予算体系の再編を行い、政策(総合計画)体系の「政策」と、予算体系の「目」を一致させ、当該「政策」と「目」を基本的にひとつの課に対応させることとした。

これによって、政策体系、予算体系及び組織体系を一致させ、マネジメントサイクルに 適合し、事務事業評価による PDCA サイクルを容易にする基盤を整備し、平成19年度からの新総合計画の実施にあわせ、運用する。

② マネジメントサイクルの構築

平成 18 年度にマネジメントサイクルにかかる検討・構築を行い、平成 19 年度から 実施する。また、事務事業評価の実施に伴い平成 20 年度から白書を作成予定。

平成 21 年度以降は、行政経営基幹システムの本格稼動に伴い、事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書等の財務諸表について、マネジメントサイクルの構築の中で、活用する。

8. 公会計改革を通じた職員意識の改革

① 説明責任の充実と職員の意識改革

アクション・プランの開示資料としての財務諸表の充実、新しい財政指標の導入、事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入など、公会計改革の成果を実際の財政運営、コスト管理に活かしていくことが肝要であり、そのためには、市各部局において、実際にこれらの成果を実施し、活用していくことが重要である。そのため、平成18年度からのアクション・プランの着実な実行を行う。

また、公会計改革にかかる趣旨について、財政課より市各部局に対し周知徹底を 図り、職員意識の改革を推進する。

② 研修の実施

平成 19 年度に幹部・管理職員に対する新公会計制度についての研修を、平成 20 年度に一般職員に対する新公会計制度についての研修及び新財務会計システムについての研修を実施する。

また、新規採用職員に対して、新公会計制度についての研修を、毎年行う。

9. その他今後の課題

① 特別会計の財務諸表の作成と活用

特別会計のバランスシート、行政コスト計算書については、平成 19 年度において 試作し、平成 21 年度の新財務会計システムの稼動にあわせ本格的に実施すること に向け、段階的な整備を進める。

② 資産の圧縮及び有効活用の検討

平成18年度において売却可能資産の把握・整理を実施し、平成19年度には売却先の検討を行い、順次売却を実施する。